# ひとり親家庭になるとき、なったとき

## 1　離婚を考えている方

川崎市ホームページ「離婚について考えている方・悩んでいる方へ」も参考にしてください。関連するセミナー等の情報を掲載しています。

### （1）離婚の種類

**ア：協議離婚**

夫婦が合意し、離婚届を届出人の本籍地又は住所地の区役所区民課に提出することにより成立しますが、未成年の子がいる場合は、どちらが子どもの親権者となるかの取り決めがないと受理されません（子どもが複数の場合、一人ひとりの子どもについて決めることが必要です。）。また、手続は簡易に行うことができますが、反面、離婚を急いでいるなどの理由から養育費などの取り決めをせずに届出をしてしまったことにより、あとで養育費、財産分与、慰謝料などの請求をめぐってトラブルになるケースがあります。

**イ：調停離婚**

協議離婚で話し合いがまとまらない場合に、家庭裁判所に調停の申立てを行い、調停の話し合いで離婚に合意すると調停離婚となります。調停はいわゆる裁判とは異なり、主に調停委員が双方の事情を聴取し、裁判官と協議の上、当事者間で公正かつ具体的に妥当な合意を成立させるものです。話し合いは複数回に及ぶことがあります。調停調書には、子の親権者だけでなく、財産分与、養育費などの支払義務と支払い方法、別れて暮らす親と子との親子交流（面会交流）について、その実施の仕方などが合意内容に応じて記載されます。

**ウ：審判離婚**

調停によっても離婚が成立しない場合において、家庭裁判所が、離婚が相当と判断したときは、職権で離婚を認めることがあり、これを調停に代わる審判離婚といいます。審判後2週間以内に異議の申立てがなければ離婚が確定します。

**エ：裁判離婚**

調停、審判でも離婚が成立しない場合、離婚を請求する申立人又は相手方の現在の住所地を管轄する家庭裁判所に、離婚の訴えを起こすことになります。

### 離婚の手続きの流れ

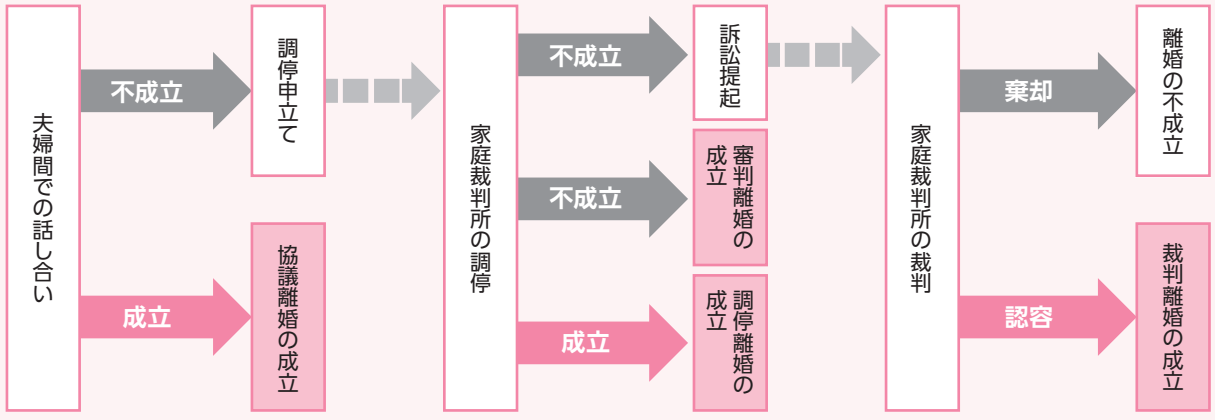

### 離婚届不受理申出について

離婚届は本来、双方の合意のもと提出されるべきものです。しかし、書類に不備がなければ、たとえ夫婦の一方が離婚届を偽装し提出したものであっても受理され、離婚が成立してしまいます。( 離婚届を勝手に作成して提出することは犯罪です。)

このような事態を未然に防ぐために、離婚届の不受理申出を提出するという方法があります。

**【申請】　原則として届出人の本籍がある市区町村の役所 ( どこの役所でも提出は可能です。)**

**【問合せ】　各区区民課**

## （2）国際離婚

日本人と外国籍の配偶者が離婚することをいいます。

**ア：日本で離婚する場合**

日本国内に住んでいる日本人が日本で離婚する場合、外国籍の配偶者が日本にいる場合でも国外にいる場合でも、日本の法律により離婚が成立します。

※日本で離婚が成立しても、相手の国にも届出をしないと、その国では婚姻が続いていることになります。相手の国の在日公館（大使館等）に問い合せるなどその国の離婚の手続きについて必ず確認しましょう。

**イ：外国で離婚する場合**

日本人が外国で離婚する場合、その国の法律により成立し、方法等もその国の法律によることになります。事前にその国の法律を調べておきましょう。

## （3）離婚をするときに確認しておきたいこと

離婚をすることに伴い、事前に決めておくことがあります。離婚によりひとり親になった方の手続き一覧 (P6) を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

### 父母の離婚後の子の養育に関するルールが改正されました

2024 年5月に成立した民法等改正法は、父母が離婚した後もこどもの利益を確保することを目的として、こどもを養育する親の責務を明確化するとともに、親権、養育費、親子交流などに関するルールを見直しています。この法律は、2026 年5月までに施行されます。

- 父母がこどもを養育するに当たって遵守すべき責務が明確化されました。
- 離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになりました。
- 養育費の支払確保に向けた見直しがされました。
- 安全・安心な親子交流の実現に向けた見直しがされました。
- 養子縁組や財産分与などに関する規定の見直しがされました。

詳しくは、法務省のホームページをご覧ください。

**【HP】　https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html**

**ア：親権**

民法に定められた未成年の子どもに対する親の権利と義務です。日本は単独親権であるため、未成年の子の親権者を父母のどちらかに決める必要があります。親権者となった親は、子どもを監護・養育し、居所を定める必要があります。

**イ：子どもの戸籍**

離婚届の提出だけでは、子どもの戸籍は変わりません。子どもの戸籍を移す場合は、まず家庭裁判所に申立てをし、その後、区役所に届出をする必要があります。

**ウ：養育費**

養育費とは、経済的、社会的に自立していない子どもを養育する費用で、衣食住に必要な経費、教育費、医療費などが該当します。養育費の支払義務（扶養義務）は、親の生活に余力がなくても子どもに自分と同じ生活を保障するという強い義務（生活保持義務）だとされています。自己破産した場合でも、子どもの養育費の負担義務はなくなりません。
親として子どもの生活を保障し、心身の成長を支えることは、当然の責任であり、養育費の支払いは、親として子に対する重要な義務です。

**（ア）取り決めの時期**

なるべく離婚時に決めましょう。
養育費は、子どもに必要がある限り、いつでも請求できますが、取り決めしないまま時間が経過すると、相手が養育費を支払わない形で生活設計をしていて、後になって請求した時に、取り決めが難航することもあります。
一般的な支払期間は、子どもが経済的・社会的に自立するまでです。養育費の取り決めは、子どもが健やかに成長するためにもとても重要です。離婚時にきちんと取り決めましょう。

**（イ）取り決めの方法**

養育費の取り決めは以下の方法が考えられます。できるだけ明確かつ具体的に書面に残すこと（できれば公正証書）が大切になります。

① 話し合いで決める。
　① －１　協議書を作成する。
　① －２　公正証書を作成する。
② ADR（裁判外紛争解決手続）による調停で決める。
③ 家庭裁判所の調停や審判などで決める。
④ 家庭裁判所の離婚の裁判時に決める。
⑤ 離婚後に養育費を請求する。

川崎市では、養育費の取り決めをした場合に要した費用や、未払いになった場合の強制執行等に要する費用を補助しています。
P24(9)(10)も参考にしてください。

## 知っていますか？ADR（裁判外紛争解決手続き）

ADR とは、民事上のトラブルについて、裁判によらず公正中立な第三者が当事者間に入り、話し合いを通じて解決を図る手続のことです。「（元）夫婦だけでは話し合えない、でも弁護士に依頼して裁判所で争いたいわけではない」というときに検討してください。土日に利用できる、オンラインで話し合える、比較的短期間で合意できるなどのメリットがあります。
川崎市では、養育費の取り決めのために認証 ADR 事業者による ADR を利用した場合の手数料も補助金の対象となります。（P24（9）参照ください。）

認証 ADR 事業者は法務省の「かいけつサポート」から探すことができます。

**【HP】　https://www.adr.go.jp/**

**エ:親子交流(面会交流)**　子どもと離れて暮らしている父母が子どもと定期的、継続的に会ったり、遊んだり交流をもつことをいいます。父母は、離婚協議の中で、双方が納得できる内容や方法についてよく話し合うことが大切です。必要に応じて、専門家などの第三者に相談してみてください。
相談窓口一覧（P64）の法律関係部分にて親子交流（面会交流）についての相談先をご案内しています。

**オ：財産分与**　離婚に当たって、共同で築いた財産を分けることをいいます。

**カ：慰謝料**　婚姻関係の破綻の原因がある側から支払われる損害賠償です。相手の精神的苦痛からの回復に対して支払われ、どちらが離婚を言い出したかは関係ありません。

**【法律関係の相談窓口】**　相談窓口一覧（P64）の法律関係部分をご覧ください。

## 離婚によりひとり親になった方の手続き一覧

### 区役所で

※区役所の問合せ先一覧は P66 参照

| 手続き | 内容 | 窓口 |
|---|---|---|
| 離婚の届出 | 裁判・調停・審判離婚の場合、成立・確定した日から 10 日以内の届出が必要です。 | 区民課住民記録第 3 係 |
| 離婚後の氏の設定 | 離婚の際に使用していた氏を称する場合<br>※離婚の日から 3 か月以内の届出が必要です。 | |
| 住所の異動 | 離婚後住所の変更がある場合 | 区民課住民記録第 1 係 |
| 個人番号カードの変更 | 氏・住所に変更がある場合 | |
| 印鑑登録の変更 | 氏の変更により印鑑登録が抹消になる場合があります。 | |
| 国民健康保険の加入 | 配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合 | 保険年金課国民健康保険担当<br>※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第 1 係 |
| 国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更 | 住所・世帯主に変更がある場合 | 区民課住民記録第 1 係 |
| | 氏に変更がある場合 | 区民課住民記録第 3 係 |
| 子の戸籍の変更 | 離婚届では、お子さんの戸籍に変動はありません。①、②の順で手続きをする必要があります。 | |
| | 子の氏の変更許可申立 | ①家庭裁判所 |
| | 入籍届 | ②区民課住民記録第 3 係 |
| 児童手当の届出 記載 P19 | 受給者を変更する場合 | 区民課住民記録第 2 係 |
| 公立小中学校関係の届出 | 保護者や住所の変更がある場合 | |
| 認可保育所関係の届出 | 氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター児童家庭課 |
| 児童扶養手当の申請 記載 P19 | 要件がありますので、詳しくは P19 をご覧ください。 | |
| ひとり親家庭等医療費助成の申請 記載 P22 | 要件がありますので、詳しくは P22 をご覧ください。 | 保険年金課後期・介護・医療費助成担当 |
| 小児医療費助成の届出 | 氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合 | |
| 重度障害者医療費助成の届出 | 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 | |
| 年金の届出 | 第 3 号被保険者だった場合、第 1 号被保険者に切替える必要があります。 | 保険年金課国民年金担当 |
| 障害者手帳（身体障害・知的障害）の届出 | 氏・住所に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 |
| 障害者手帳（精神障害）の届出 | 氏・住所に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係 |
| 自立支援医療（精神通院）の届出 | 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 | |
| 自立支援医療（更生医療）の届出 | 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 |
| 自立支援医療（育成医療）の届出 | 氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター児童家庭課 |
| 小児慢性特定疾病の届出 | | |
| 特別児童扶養手当の届出 | 受給者の世帯変更等の必要がある場合 | 地域みまもり支援センター<br>高齢・障害課障害者支援係・精神保健係 |
| 障害児福祉手当の届出 | | |
| 障害福祉サービス・障害児通所支援事業の届出 | 受給者の変更がある場合 | |

### その他



| 手続き | 内容 | 窓口 |
|---|---|---|
| 税金について | 所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。 | 所得税：川崎南税務署（川崎・幸区）<br>川崎北税務署（中原・高津・宮前区）<br>川崎西税務署（多摩・麻生区）<br>住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区）<br>こすぎ市税分室（中原区）<br>みぞのくち市税事務所（高津・宮前区）<br>しんゆり市税事務所（多摩・麻生区） |
| 厚生年金の分割の届出 | 婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間の合意の上で、分割することができます。原則として、離婚した日の翌日から２年以内に年金事務所等での手続きが必要です。 | 川崎年金事務所（川崎・幸区）<br>高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区） |
| 預貯金の名義変更 | 氏・住所に変更がある場合 | 各金融機関 |
| 郵便物の取扱い変更 | 氏・住所に変更がある場合 | （株）日本郵便お客様サービス相談センター |
| 公共料金<br>（電気・ガス・水道・電話）の変更 | 氏・住所に変更がある場合 | 各種ご契約されているところへお問い合せください。 |
| 自動車運転免許証の変更 | 氏・住所に変更がある場合 | 住所地の警察署 |
| パスポートの変更 | 氏・住所に変更がある場合 | 神奈川県パスポートセンター |
| 不動産の登記の変更 | 氏・住所に変更がある場合 | 不動産のある市町村を管轄している法務局 |
| 生命保険等の手続き | 氏・住所・受取人に変更がある場合 | 各種ご契約されているところへお問い合せください。 |

## 2　死別によりひとり親になった方

死亡の事実を知った日を含め７日以内に死亡届を提出し、死別によりひとり親になった方の手続き一覧を参考にしながら、必要な手続きを行ってください。

### 死別によりひとり親になった方の手続き一覧

### 区役所で

※区役所の問合せ先一覧は P66 参照

| 手続き | 内容 | 窓口 |
|---|---|---|
| 死亡の届出 | 死亡の事実を知った日から７日以内の届出が必要です。 | 区民課住民記録第３係 |
| 世帯主変更の申請 | ３人以上の世帯において、世帯主が亡くなった場合に新しい世帯主を決めるための届出 | 区民課住民記録第１係 |
| 国民健康保険の加入 | 配偶者の職場の健康保険の扶養を外れた場合 | 保険年金課国民健康保険担当<br>※転入、転出などの手続きを伴う場合は、区民課住民記録第１係 |
| 国民健康保険の資格確認書・資格情報のお知らせの記載内容の変更 | 世帯主に変更がある場合 | 区民課住民記録第１係 |
| 葬祭費の申請 | 国民健康保険の加入者が亡くなった場合、葬祭を行った方に葬祭費が支給されます。 | 保険年金課国民健康保険担当 |
| 年金の届出 | 国民年金第１号被保険者のみの場合 | 保険年金課国民年金担当 |
| | 厚生年金のみ又は厚生年金と国民年金の両方の場合 | 川崎年金事務所（川崎・幸区）<br>高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区） |
| 児童手当の届出 記載 P19 | 受給者を変更する場合 | 区民課住民記録第２係 |
| 災害遺児等福祉手当の届出 記載 P23 | 要件がありますので、詳しくは P23 をご覧ください。 | |
| 公立小中学校関係の届出 | 保護者・住所に変更がある場合 | |
| 認可保育所関係の届出 | 氏・住所・保護者・世帯構成に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター児童家庭課 |
| 児童扶養手当の申請 記載 P19 | 要件がありますので、詳しくは P19 をご覧ください。 | |
| ひとり親家庭等<br>医療費助成の申請 記載 P22 | 要件がありますので、詳しくは P22 をご覧ください。 | 保険年金課後期・介護・医療費助成担当 |
| 小児医療費助成の届出 | 氏・住所・保護者・子どもの健康保険に変更がある場合 | |
| 重度障害者医療費助成の届出 | 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 | |
| 障害者手帳<br>（身体障害・知的障害）の届出 | 氏・住所に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 |
| 障害者手帳（精神障害）の届出 | 氏・住所に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター高齢・障害課精神保健係 |
| 自立支援医療（精神通院）の届出 | 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 | |
| 自立支援医療（更生医療）の届出 | 氏・住所・対象者の健康保険に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター高齢・障害課障害者支援係 |
| 自立支援医療（育成医療）の届出 | 氏・住所・子どもの健康保険に変更がある場合 | 地域みまもり支援センター児童家庭課 |
| 小児慢性特定疾病の届出 | | |
| 特別児童扶養手当の届出 | 受給者の世帯変更等の必要がある場合 | 地域みまもり支援センター<br>高齢・障害課障害者支援係・精神保健係 |
| 障害児福祉手当の届出 | 受給者の世帯変更等の必要がある場合 | |
| 障害福祉サービス・障害児通所<br>支援事業の届出 | 受給者の変更がある場合 | |

### その他

死別によりひとり親になった方の手続き一覧

| 手続き | 内容 | 窓口 |
|---|---|---|
| 税金について | 所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。 | 所得税：川崎南税務署（川崎・幸区）<br>川崎北税務署（中原・高津・宮前区）<br>川崎西税務署（多摩・麻生区）<br>住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区）<br>こすぎ市税分室（中原区）<br>みぞのくち市税事務所（高津・宮前区）<br>しんゆり市税事務所（多摩・麻生区） |
| 葬祭費・埋葬費等の申請 | 社会保険の加入者で葬祭等を行った方に支給されます。 | 協会けんぽ加入の方…全国健康保険協会支部<br>健康保険組合加入の方…各健康保険組合 |
| 遺族基礎年金の届出 記載 P21 | | 保険年金課国民年金担当 |
| 遺族厚生年金の届出 | | 川崎年金事務所（川崎・幸区）<br>高津年金事務所（中原・高津・宮前・多摩・麻生区） |
| 労災保険の葬祭料<br>遺族補償年金の請求 | | 亡くなった方の勤務先を所管する労働基準監督署 |
| 保険金の請求 | 詳しくは各窓口にお問い合せください。 | 生命保険会社等 |
| 医療費控除の還付 | | 川崎南税務署（川崎・幸区）<br>川崎北税務署（中原・高津・宮前区）<br>川崎西税務署（多摩・麻生区） |
| 死亡者の所得税の確定申告 | | |
| 相続税の申告 | | |
| 相続した預貯金の支払い請求 | | 各金融機関 |
| 預貯金の名義変更 | | |
| 自動車運転免許証の変更 | | 住所地の警察署 |
| 郵便物の取扱い変更 | | （株）日本郵便お客様サービス相談センター |
| 公共料金<br>（電気・ガス・水道・電話）の変更 | 氏・住所に変更がある場合 | 各種ご契約されているところへお問い合せください。 |
| パスポートの変更 | | 神奈川県パスポートセンター |
| 不動産の登記の変更 | | 不動産のある市町村を管轄している法務局 |
| 生命保険等の手続き | 氏・住所・受取人に変更がある場合 | 各種ご契約されているところへお問い合せください。 |

## 3　子の遺棄によりひとり親になった方

父又は母が同居しないで、扶養・監護義務を全く放棄している場合は、ひとり親家庭として支援を受けられる場合があります。家庭不和や離婚を前提とした別居での遺棄は該当しません。また、配偶者の生死が 3 年以上不明の場合は、離婚手続きに入ることも可能です。

## 4　未婚の親になった方

### （1）未婚の親になるときに確認しておきたいこと

**ア：出生届の提出**

子どもが生まれた日を含め 14 日以内に提出してください。出生届が受理されて初めて、子どもが戸籍に記載されます。また、生まれた子どものマイナンバーをお知らせする個人番号通知書は、出生届を提出した後、概ね 1 か月前後で簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。

**イ：子の認知**

結婚していない男女の間に生まれた子どもの父又は母がその子どもと親子関係にあることを認めることをいいます。認知により、法律上の親子と認められ、養育費の請求ができます。

（ア）認知の種類

母は自分が産んだ子どもであることが明らかであり、認知の手続きを取らないことが通常ですので、ここでは、父の認知について紹介します。

- 胎児認知…妊娠中に父が胎児に対して行う認知
- 任意認知…子どもの父が自発的に行う認知
- 強制認知…子どもの父が、自発的に認知をしない場合、子どもの母が家庭裁判所に訴えを提起して認められた認知のこと。父の死亡後 3 年以内の訴えも可能。
- 遺言認知…子どもの父が、自分の子どもであることを遺言に書いた場合、死後に認められる認知

**ウ：養育費** P5 参照

**エ:親子交流(面会交流)** P6 参照

## 未婚の親になった方の手続き一覧

### 区役所で

※区役所の問合せ先一覧は P66 参照

| 手続き | 内容 | 窓口 |
|---|---|---|
| 妊娠の届出<br>母子健康手帳の交付 | 妊娠と診断されたら、早めに提出してください。 | 地域みまもり支援センター地域支援課 |
| 出生の届出 | 出生した日を含めて 14 日以内に提出してください。 | 区民課住民記録第 3 係 |
| 個人番号通知書の受取 | 出生届を提出された後、概ね 1 か月前後で個人番号通知書が簡易書留により郵送されますので、必ずお受取りください。 | 区民課住民記録第 1 係 |
| 国民健康保険<br>出産育児一時金の申請 | 出産した方が、国民健康保険に加入している場合 | 保険年金課国民健康保険担当 |
| 児童手当の申請 記載 P19 | 要件がありますので、P19 をご覧ください。 | 区民課住民記録第 2 係 |
| 児童扶養手当の申請 記載 P19 | 要件がありますので、P19 をご覧ください。 | 地域みまもり支援センター児童家庭課 |
| ひとり親家庭等医療費助成の申請 記載 P22 | 要件がありますので、P22 をご覧ください。 | 保険年金課後期・介護・医療費助成担当 |
| 小児医療費助成の届出 | 要件がありますので、詳しくは窓口までお問い合せください。 | |
| 税金について | 所得税・住民税について軽減措置が受けられる場合があります。 | 所得税：川崎南税務署（川崎・幸区）<br>川崎北税務署（中原・高津・宮前区）<br>川崎西税務署（多摩・麻生区）<br>住民税：かわさき市税事務所（川崎・幸区）<br>こすぎ市税分室（中原区）<br>みぞのくち市税事務所（高津・宮前区）<br>しんゆり市税事務所（多摩・麻生区） |

### 無戸籍でお困りの方へ

前夫の子と推定されてしまう、出生証明書が手元にないなど、さまざまな理由で出生届が提出できないことにより、無戸籍でお困りの方は、横浜地方法務局川崎支局に御相談ください。
詳しくは、法務省ホームページを御覧ください。

**【HP】** **https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html**
**【問合せ】** **044-244-4166**

### 知っていますか？ステップファミリー

近年、結婚する人の約4分の1が再婚というデータがあります。その中には子どもを連れて再婚する家庭が含まれていて、再婚等によって血縁関係のない親子関係が生まれた家族のことを「ステップファミリー」と呼ぶことがあります。「ステップファミリー」は、それまでの生活習慣等の違いからストレスを抱えたり、対人関係が複雑になりやすかったりするものの、初婚家族と同じ家族関係を期待されるなど、その複雑さが理解されにくい点がたくさんあります。急がず焦らず、十分に話し合いながら少しずつ解決していきましょう。